

第3次小樽市男女共同参画基本計画 (案)

計画期間 令和5年度～14年度

はじめに

男女共同参画社会は、女性も男性も性別にかかわらず、その個性と能力を發揮し、誰もが生き生きと暮らすことができる社会です。国においては男女共同参画社会の実現を重要課題と位置付け、平成11年に「男女共同参画社会基本法」を制定しました。

この基本法の理念に基づき、本市におきましては、平成15年3月に「小樽市男女平等参画基本計画」を策定し、現在まで20年にわたり男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進してまいりましたが、この間、男女共同参画への意識は社会に少しずつ浸透してきてはいるものの、依然として性別による固定的な役割分担意識やさまざまな分野における男女格差が残っており、男女共同参画社会実現のために、取り組むべき課題が多くあります。

こうした中、「第2次小樽市男女共同参画基本計画」の計画期間が終了するため、これまでの取組を基盤としつつ、新たな課題も踏まえ、今後10年間の行動プログラムとして「第3次小樽市男女共同参画基本計画」を策定いたしました。

本計画は、男女が共に働くための環境整備や、配偶者やパートナーからの暴力の根絶についての取組を総合的に推進するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」で規定する市町村推進計画、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」で規定する市町村基本計画を包含する計画となっております。

今後も、すべての人が自分らしく生き生きと暮らせる男女共同参画社会の実現を目指し、市民、事業者、関係団体との協働により、本計画を着実に推進していきたいと考えておりますので、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に当たり、御尽力をいただきました小樽市男女共同参画推進市民会議委員の皆様をはじめ、多くの貴重な御意見をお寄せいただきました市民の皆様、関係各位に心からお礼を申し上げます。

令和5年 月

小樽市長 迫 俊 哉

目 次

はじめに



第 1 章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	2
2 第 2 次小樽市男女共同参画基本計画の検証	2
3 計画の位置付け	3
4 計画の期間	4
5 計画の基本目標	4
6 計画の体系	6
7 成果指標	7



第 2 章 計画の内容

基本目標Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

	10
1 男女共同参画の意識の浸透	13
2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	14
3 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶 (DV 防止基本計画)	15
4 多様性を尊重する意識づくり	16

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

(女性活躍推進計画)	17
5 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	19
6 就労の場における男女共同参画の推進	20
7 男女が共に働くための環境の整備	21

基本目標Ⅲ 安心して暮らせる環境づくり

8 地域社会における男女共同参画の推進	24
9 安心して暮らせる環境の整備	25



第 3 章 計画の推進

1 計画の推進体制	28
1 市民による推進	28

2 国・北海道との連携	28
3 市における推進体制	28
2 計画推進のための取組	29
1 市民意識調査の実施	29
2 計画の進行状況の公表	29
3 条例制定に向けた検討・研究	29



主な事業	32
------	----

用語解説（次ページ以降※の付いた用語について、解説しています）	40
---------------------------------	----

資料編

1 計画策定の体制	44
2 小樽市男女共同参画推進市民会議委員名簿	45
3 計画策定の経過	46
4 計画策定の背景	47
5 男性と女性を取り巻く現状	51
6 男女共同参画行政関係年表	55



男女共同参画社会とは

『男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会』です。

引用：男女共同参画社会基本法より

※この計画内における市民意識調査の数値については、端数処理をしているため、100%にならないことがあります。

第1章

計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

平成11年に制定された「男女共同参画社会基本法」では、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会^{*1}の実現を、21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題に位置付けています。本市では「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成15年に「小樽市男女平等参画基本計画」を、平成25年に「第2次小樽市男女共同参画基本計画」を策定し、各計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的に推進してきました。

この間、男女共同参画への意識は、社会に少しずつ浸透してきているものの、近年の人口減少や少子高齢化、ライフスタイルの変化など、社会情勢の変化のほか、配偶者等からの暴力(DV^{*2})の増加など、男女共同参画を取り巻く課題が多様化しています。

また、平成27年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律^{*3}」が制定され、国や地方公共団体、民間事業主に対し、女性が職業生活で個性と能力を十分に発揮し、活躍できる環境を整備するための責務が定められました。

男女共同参画社会の実現に向け、これらの課題等を整理し、前計画の実施状況を踏まえて推進すべき施策を見直すとともに、総合的かつ計画的に推進するための行動プログラムとして本計画を策定します。

2 第2次小樽市男女共同参画基本計画の検証

平成25年3月に策定した「第2次小樽市男女共同参画基本計画」(平成25～令和4年度)では、男女共同参画社会を実現するため、「男女の人権の尊重と男女共同参画の意識づくり」など三つの基本目標を掲げ、23施策のもと117の事業を実施しました。

こうした取組により、男女共同参画に対する意識は、少しずつ市民の皆さんへ浸透していますが、令和3年11月に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」では、男女の地位の平等感に関しては、職場、政治、社会通念や慣習の3分野で「男性の方が優遇」という回答が60%を超える高い割合となっています。また「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という固定的な性別役割分担意識^{*4}については、10年前と比較すると同感する人の割合は減少していますが、男女比で見ると、同感する男性の割合は女性より高くなっていることから、男性の方に固定観念が強く残っているという傾向が見られました。

また、計画の推進のために設定した成果指標では、本市の審議会等における女性登用率や、家庭生活、地域社会、職場の各分野において男女平等となっていると思う人の割合などが目標値に達していない状況にあるため、引き続き「第2次小樽市男女共同参画基本計画」を継承し男女共同参画社会実現に向けた取組を進めて行く必要があります。

3 計画の位置付け

- 1 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づき、本市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定した基本計画です。
- 2 「男女共同参画社会基本法」の理念を尊重し、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び「第3次北海道男女平等参画基本計画」の趣旨を踏まえて策定しています。
- 3 「第7次小樽市総合計画」の個別計画として、本市の各種関連計画との整合を図って策定しています。
- 4 この計画の基本目標のうち「基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進」は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく市町村推進計画として位置付けます。
- 5 この計画の基本方向のうち「基本方向3 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置付けます。
- 6 「持続可能な開発目標（SDGs）^{※5}」の主にゴール（目標）5の達成に資する計画です。

○ 男女共同参画社会基本法の理念

男女の人権の尊重(第3条)

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性も一人の人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。

社会における制度又は慣行についての配慮(第4条)

固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女がさまざまな活動ができるように社会の制度や慣行の在り方を考える必要があります。

政策等の立案及び決定への共同参画(第5条)

男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する必要があります。

家庭生活における活動と他の活動の両立(第6条)

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援を受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにする必要があります。

国際的協調(第7条)

男女共同参画づくりのために、国際社会とともに歩むことも大切です。他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む必要があります。

4 計画の期間

この計画の期間は令和5（2023）年度から令和14（2032）年度までの10年間とします。なお、国の動向や社会経済情勢の変化に応じ、見直しについて検討します。

5 計画の基本目標

この計画は、本市における男女共同参画社会の実現を目的として、次の三つの基本目標を掲げます。

基本目標Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

男女の固定的な性別役割分担意識を解消し、全ての人が性別にかかわらず、個々の人権が尊重され、個性と能力を十分に発揮できるよう、社会のあらゆる分野に男女共同参画を推進する気運を醸成します。

また、あらゆる暴力の根絶に向けて、啓発活動を充実するとともに、関係機関との連携強化により、防止対策や被害者支援を推進します。【DV防止基本計画】

更に、性の多様性は個人の尊厳に関わる人権の問題ととらえ認識していく必要があることから、LGBT等^{*6}への理解を深め、あらゆる性を尊重し合う社会づくりに向けて意識改革を進めます。

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進【女性活躍推進計画】

男性の意見と共に女性の意見を反映させて、社会における多様な問題を解決することができるよう、あらゆる分野の政策や方針決定過程に女性の参画を拡大します。

また、就労の場においては性別にかかわらず個性と能力を発揮し、それが正当に評価されるよう、就労に関わる制度について周知・啓発を図ります。

更に、家事や育児、介護等における固定的な役割分担意識を解消し、全ての人が仕事と生活の調和を図り、多様な生き方ができるよう、ワーク・ライフ・バランス^{*7}の考え方の普及と浸透を図ります。

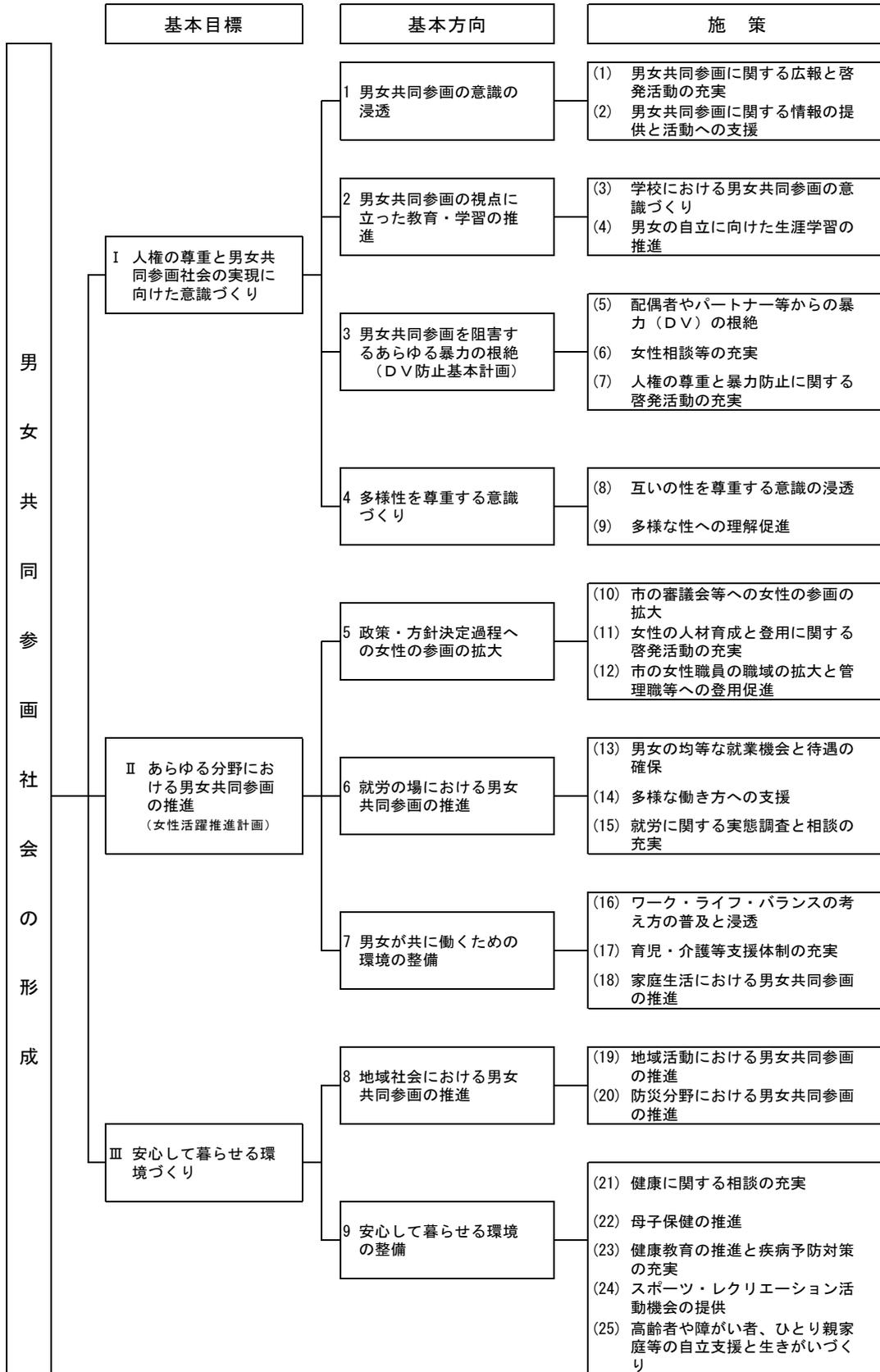
基本目標Ⅲ 安心して暮らせる環境づくり

人口減少や少子高齢化が進む中、地域社会を豊かにするために男女が共に協力してその役割を担うことが不可欠であり、地域活動や防災分野においては、女性の意見を積極的に取り入れることができるよう、女性の参画拡大に努めます。

また、男女が共に心豊かに生き生きと暮らすため、一人ひとりが生涯を通じ自分の健康の保持・増進を図ることができるよう健康支援に努めます。

更に、高齢者や障がい者、ひとり親家庭等に対して、それぞれのニーズに対応したきめ細やかな自立支援や福祉施策に取り組みます。

6 計画の体系



7 成果指標

この計画を積極的に推進するため、次の成果指標を設定します。

基本目標	基本方向	No.	項目	現状値	R13年度目標値	備考
I	1	1	「男女共同参画社会」という用語の認知度	52.1% (R3年市民意識調査)	100%	
	1	2	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に同感しない人の割合	52.3% (R3年市民意識調査)	60%	(道) R4年60%
	2	3	学校生活で男女平等となっていると思う人の割合	41.8% (R3年市民意識調査)	60%	
	3	4	「配偶者暴力防止法(DV防止法)」という言葉の認知度	87.2% (R3年市民意識調査)	100%	
	4	5	「LGBT」という言葉の認知度	74.4% (R3年市民意識調査)	85%	
II	5	6	市の審議会等における女性登用率	35.4% (R4年度)	45%	(国) R7年40%以上 60%以下
	5	7	市職員の管理職における女性の割合	18.8% (R4年度)	40%	
	6	8	職場で男女平等となっていると思う人の割合	13.4% (R3年市民意識調査)	40%	
	7	9	「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」という言葉の認知度	34.3% (R3年市民意識調査)	50%	
	7	10	家庭生活で男女平等となっていると思う人の割合	29.5% (R3年市民意識調査)	50%	
III	8	11	地域社会で男女平等となっていると思う人の割合	24.2% (R3年市民意識調査)	50%	
	9	12	子宮頸がん検診、乳がんの検診の受診率	子宮頸がん 24.4% 乳がん 18.7% (R3年度実績)	子宮頸がん 50% 乳がん 50%	小樽市 健康増進計画 (R5年度)

第2章

計画の内容

第2章 計画の内容

基本目標Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

【現状と課題】

本市が令和3年に実施した男女共同参画に関する市民意識調査では「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という固定的な性別役割分担意識は少しずつ薄れてきてはいるものの、「男女の地位の平等感」では、政治、社会通念や慣習、職場で男性が優遇されていると感じている割合が60%を超え、人々の中に長い時間をかけて形成されてきた男女の不平等感は依然として残っているという結果になりました。

性別や社会的・文化的に作られたジェンダー^{*8}にとらわれず、全ての人の人権が尊重され、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、家庭や学校、地域などあらゆる場において、男女共同参画に関する知識やその意義を理解するための取組が必要です。

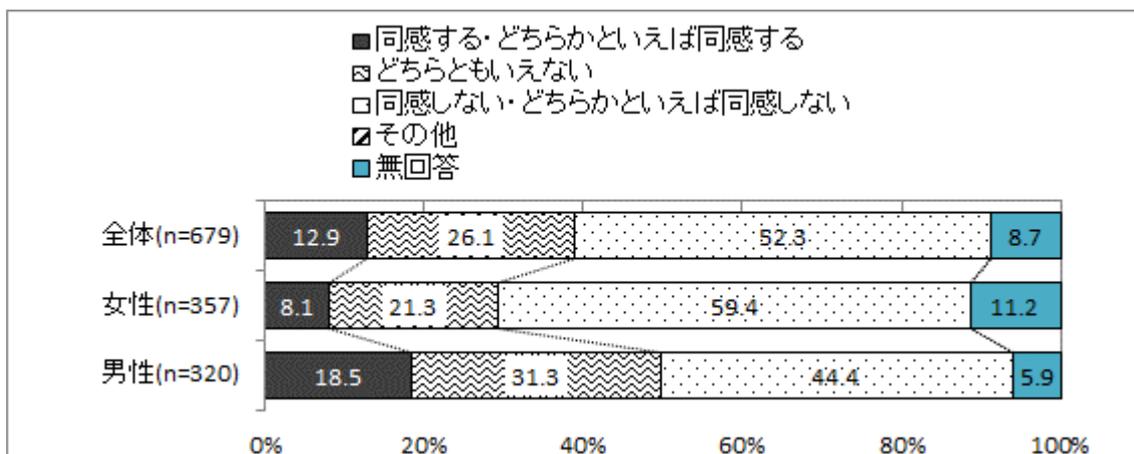
暴力は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、特に配偶者やパートナーからの暴力であるドメスティック・バイオレンス（DV）は社会に根差した固定的な性別役割分担意識や男女の社会的・経済的な格差などが要因となり引き起こされることが多く、暴力を根絶することは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

LGBT等は、近年、社会的に認知されつつありますが、周囲の理解不足による差別や偏見があり、さまざまな場面において生きづらさを抱えながら生活していると言われていきます。LGBT等に対する正しい知識を持ち、多様性を理解し尊重することによって、誰もが自分らしく生きることができる社会となるよう意識啓発が必要です。

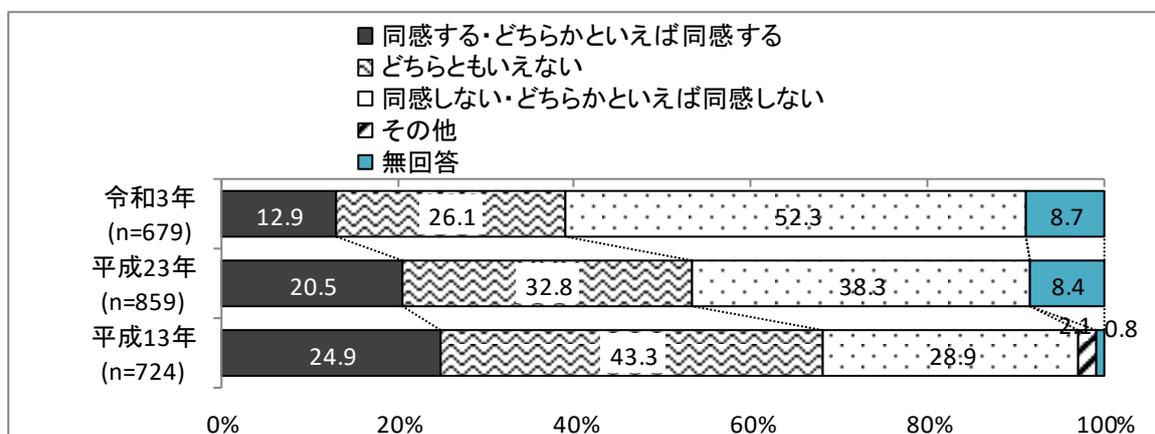
また、LGBT等の方々が暮らしやすい社会の実現に向け、パートナーシップ制度^{*9}の導入を目指します。

市民意識調査（令和3年11月）

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」

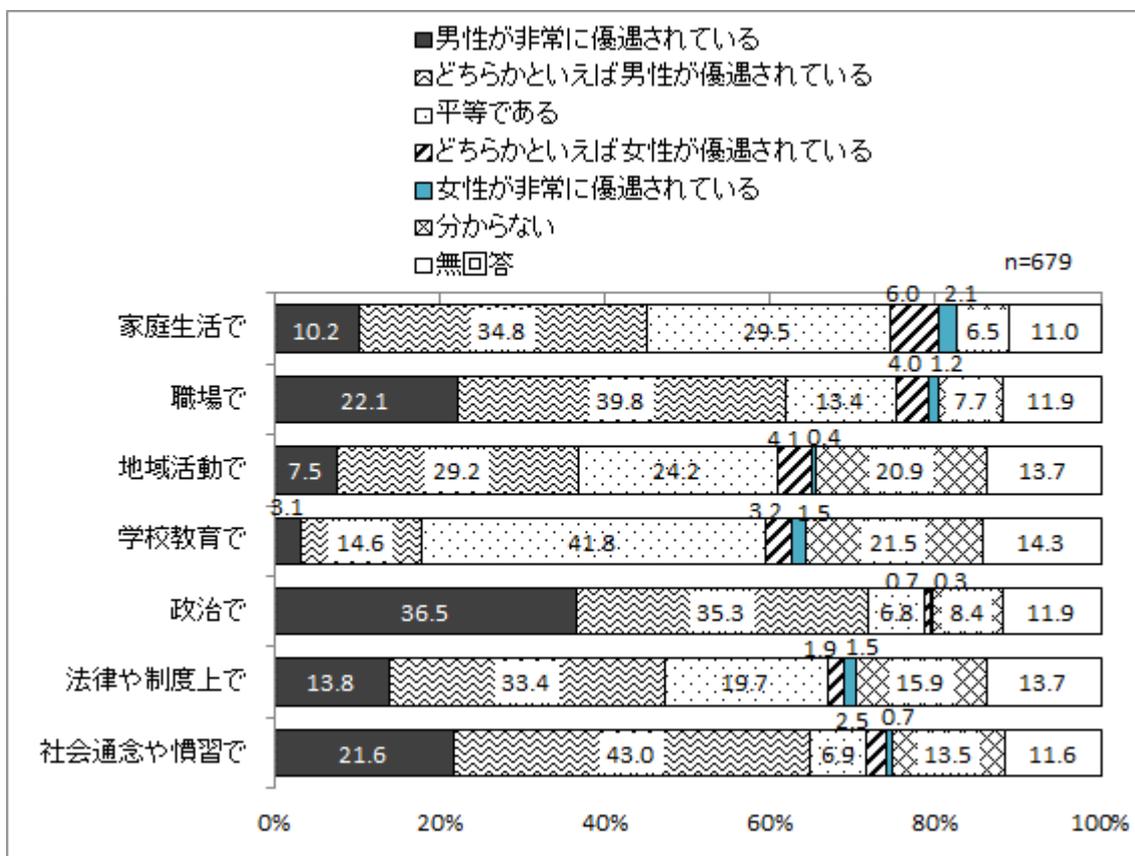


「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」に「同感する・どちらかといえば同感する」の割合は全体で12.9%となっていますが、その割合は男性の方が高くなっています。



過去の調査と比較すると、「同感する・どちらかといえば同感する」の割合が減少し、「同感しない・どちらかといえば同感しない」が増加しており、意識の変化が見られます。

「男女の地位の平等感」



「男女の地位の平等感」について7分野を調査した結果、「平等である」の割合が最も高かったのは「学校教育」で41.8%となっています。その他の6分野は、全て「男性の方が優遇」（「男性が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計）の割合が高くなっており、特に、「政治」「社会通念や慣習」「職場」の3分野においては、60%を超えています。

基本方向1 男女共同参画の意識の浸透

市民意識調査において、「男女共同参画社会」という言葉について知っている方の割合は、全体の約52%と半数を超えたものの、聞いたことがないという方の割合は約25%となっており、より一層の周知・啓発が必要な状況であると言えます。

このため、男女共同参画に関する意識の浸透や男女の人権に関わる問題についての意識啓発など、男女共同参画に関して幅広い観点から、市民に対し広報・啓発活動と情報提供に努めます。

また、男女共同参画に関する市民意識調査や統計データの収集・分析などにより、計画の進行状況を把握するとともに、情報を公表することで、意識啓発を図ります。

施策の内容

(1) 男女共同参画に関する広報と啓発活動の充実

男女共同参画情報誌の発行や講演会、セミナー、パネル展などの開催により、男女共同参画を推進する啓発活動に努めます。

また、男女共同参画の視点から見た表現方法の周知や男女共同参画に関する市職員研修の充実を図ります。

(2) 男女共同参画に関する情報の提供と活動への支援

本市の男女共同参画基本計画や計画の進行状況、統計資料を広報おたるや市ホームページなどに掲載するとともに、市民意識調査を5年ごとに実施し、実態把握及び公表を行います。

また、男女共同参画に関する国内外の情報を収集し提供します。

基本方向2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

男女共同参画社会を実現するためには、性別にとらわれず、一人ひとりが主体的で多様な生き方を選択し、互いの価値を認め合う必要があります。

市民意識調査で、さまざまな分野における男女の地位の平等感について聞いたところ、平等であるとの回答が最も高かったのは「学校教育」分野で約42%でしたが、前回調査と比較すると減少傾向にあります。

固定的な性別役割分担意識を解消し、互いを一人の人間として尊重し合い自立する精神を育み、男女共同参画社会を実現するためには、教育・学習の果たす役割が重要であることから、学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて、男女の平等感や人権を尊重する心を育てる教育を推進します。

また、生きがいのための学習は、地域社会の活性化や高齢者の社会参画にもつながり、社会全体に潤いをもたらすものです。生涯にわたって、男女が各人の生き方や能力、適性を考え、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、主体的に多様な生き方を選択できる能力を身に付けられるよう、学習機会の提供を進めます。

施策の内容

(3) 学校における男女共同参画の意識づくり

授業やさまざまな学校の活動・行事を通して、人権の尊重や男女の平等など、男女共同参画の意識を育てる指導を行います。

また、男女平等の視点に立った教員向け指導資料の作成や教員の研修を行います。

(4) 男女の自立に向けた生涯学習の推進

固定的な性別役割分担意識にとらわれず、生涯にわたり男女が自立して個性と能力を発揮し生き生きと生活できるよう、各種講座などの開催により、生涯学習機会の提供を進めます。

基本方向3 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶（DV防止基本計画）

暴力は重大な人権侵害です。中でも配偶者やパートナーからの暴力であるドメスティック・バイオレンス（DV）は、親密な関係の中で起きるため、発見が難しいことや個人的な問題として捉えられがちです。市民意識調査では、DVの被害を受けたことのある方が約6%、被害を受けた人を知っている人が約18%と、前回調査と比較すると増加傾向にあります。

このような状況に対して、DVをはじめ、児童や障がい者、高齢者等への虐待などあらゆる暴力に対する予防のための啓発に努めるとともに、多様化する相談内容に対応するため、関係機関や団体との連携を強化し、女性相談の充実を図ることで、被害者の早期発見と、適切な被害者の保護に努めます。

施策の内容

(5) 配偶者やパートナー等からの暴力（DV）の根絶

配偶者等からの暴力は、決して許されるものではありません。言葉や力などによる暴力は、重大な人権侵害でありながら、被害者が気付いていないことがあるため、DVについての広報や啓発活動に努めます。

また、配偶者やパートナーからの暴力（DV）や若年層における恋人間の暴力（デートDV^{*2}）等の予防に向けて、民生委員や地域関係団体等との連携を図り、潜在化しがちな被害者の発見に努めます。

更に、被害者を発見した場合は、緊急一時保護施設や警察など関係機関と連携し、被害者の保護等適切な対応に努めます。

(6) 女性相談等の充実

相談窓口を記載したカードを公共施設や商業施設等に設置するなど相談先を周知するほか、多様化する相談内容に対応するため、関係機関と連携し、総合的な相談体制の充実に努めます。

また、研修への参加などを通じ、相談員の技能や専門性の向上に努めます。

(7) 人権の尊重と暴力防止に関する啓発活動の充実

児童や障がい者、高齢者への暴力や虐待は、自ら声を上げることができないケースも多いことから、関係機関と連携を図り早期発見に努めます。また、これらを予防するための広報や啓発を実施します。

基本方向4 多様性を尊重する意識づくり

個人の尊厳の確立は、男女共同参画の根底をなす考え方です。自らの性を大切にしながら、互いの人格を尊重し合う心豊かな関係を築くために、誰もがそれぞれの性や心と体について、理解を深めることが大切です。このことから、性の尊重や母性の重要性について、理解と認識を深めるため、啓発や学習の推進に取り組みます。

また、女性の人権尊重の視点から、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ^{*10}）」の考え方の浸透を図ります。

市民意識調査における、「性的マイノリティー（LGBT等）」の認知度は約74%に上り、言葉の認知度自体はかなり高い数値となっていますが、LGBT等の方が暮らしやすい社会になっているとは言えない状況にあります。多様性を認め、誰もが暮らしやすい社会を実現するため、さらなる理解の促進や正しい知識の周知啓発に取り組みます。

また、LGBT等の方が暮らしやすい社会を実現するために必要なことについて、市民意識調査で聞いたところ、「パートナーシップ制度の導入」という回答が49.5%で1位となりました。このことから、本市においても、誰もが暮らしやすいまちとなるよう、パートナーシップ制度の導入を目指します。

施策の内容

(8) 互いの性を尊重する意識の浸透

妊娠や出産という母性の重要性への認識を深め、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の浸透を図ります。

性の尊厳を幼いうちから認識できるよう性教育の推進を図るとともに、援助交際や売買春行為等の社会的犯罪性について周知します。

(9) 多様な性への理解促進

多様性を理解し尊重することで、誰もが自分らしく生きることができる社会となるよう、LGBT等に対する正しい知識の周知啓発に努めます。

また、パートナーシップ制度の導入を目指します。

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進【女性活躍推進計画】

【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、政治の場や職場、教育などのあらゆる分野において、政策や方針決定に女性が男性と共に参画することで、女性の意見や考えを反映し、社会における多様な問題の解決につなげることが重要です。

市民意識調査では、政治や行政での女性意見の反映について、反映されていないと感じている割合が約59%であり、政策等決定の場に女性が少ない理由については、「男性優位の組織運営が根強い」「家事、子育て、介護などの女性の負担が大きい」の割合が上位を占めており、女性がさまざまな分野で責任ある地位に就くことや重要な役割を担うためには、男性優位の組織運営の改善や家事、子育て、介護などの女性の負担軽減を図り、女性が参画しやすい体制づくりが必要です。

就労の場においては、少子高齢化が進む中、女性の労働力はより重要なものとなっておりますが、採用や待遇面において男女差別や賃金格差が存在しています。また、パートタイム労働者などの非正規職員は女性が多く、低賃金や不安定な身分などの不安を抱えており、全ての労働者が安心して働くことができる環境の整備が必要です。

また、市民意識調査では女性が職業を持つことについて、過去の調査と比較すると、「結婚や子育てなどに関係なく職業を持つ方がよい」という就業継続型の割合が増加しており、女性が結婚、出産、育児に関係なく仕事を持つ方がよいと考える方が増えています。

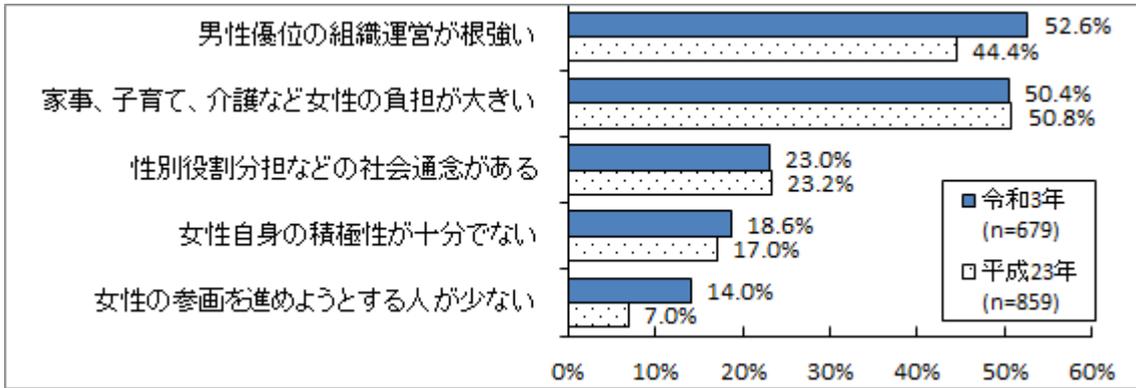
女性が働き続けるための条件整備については、依然として「保育・介護施設やサービスの拡充」「育児・介護休暇制度の普及・充実」の割合が高いものの、過去の調査と比較すると、「労働条件で男女差をなくす」「労働時間の短縮や休日増加の推進」の割合が増加しており、就労の場における改善も求められています。

就業は、生計を維持するための経済的な基盤であるほか、自己実現や生きがいにつながるものであり、働きたいと希望する人が、その個性や能力を十分に発揮できる環境を整備することが必要です。

市民意識調査（令和3年11月）

「政策等決定の場で女性が少ない理由」（複数回答）

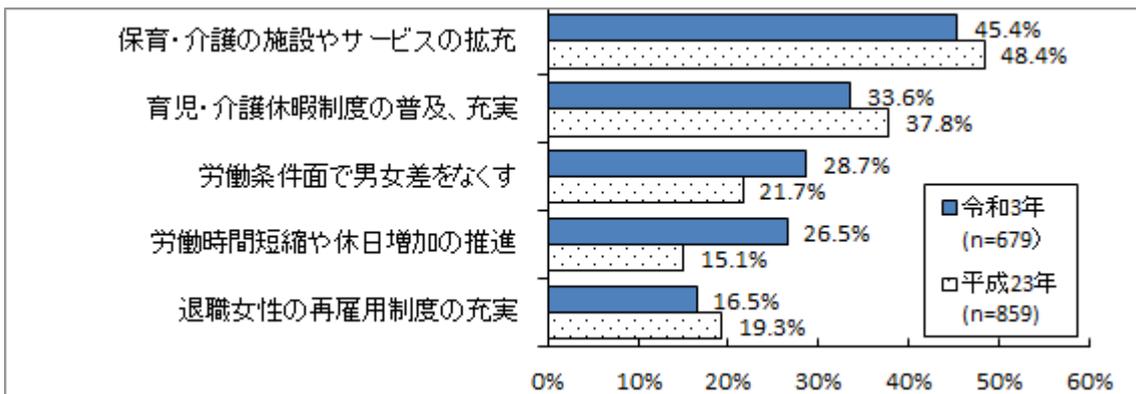
回答の上位5項目を抜粋



「政策等決定の場で女性が少ない理由」については、「男性優位の組織運営が根強い」と「家事、子育て、介護など女性の負担が大きい」の割合が高くなっています。過去の調査と比較すると、「男性優位の組織運営が根強い」の割合が増加し、「家事、子育て、介護など女性の負担が大きい」を上回りました。

「女性が働き続けるための条件整備」（複数回答）

回答の上位5項目を抜粋



「女性が働き続けるための条件整備」については、「保育・介護の施設やサービスの拡充」「育児・介護休暇制度の普及、充実」が上位を占めているものの、過去の調査と比較すると「労働条件面で男女差をなくす」「労働時間短縮や休日増加の推進」の割合が増加しています。

基本方向5 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

政治や経済、社会など多くの分野で女性が活躍することは、全ての人々が心豊かに生き生きと暮らすことのできる社会の形成につながります。このため、市はもちろん、企業や団体等社会のさまざまな分野において、政策・方針決定の場へ女性が参画し、女性の意見が反映されることが重要になります。

市が設置する審議会等への女性委員の登用率は35.4%と、成果指標の目標値である45%には達していません。このことから、女性委員の登用を拡大し、市政における政策・方針決定過程への女性の参画を推進するための環境整備や人材育成に努めます。

さらに、本市において女性職員の職域拡大、女性の管理職の登用に努めます。

施策の内容

(10) 市の審議会等への女性の参画の拡大

市の審議会等における女性委員の登用状況の把握と公表を行います。公募による女性の積極的な選考や団体推薦に当たっての協力依頼をします。

(11) 女性の人材育成と登用に関する啓発活動の充実

関係団体と連携し、各方面で活躍する人材の発掘をするほか、エンパワーメント^{※11}を目的とした講座等により女性の人材育成に努めます。

また、企業などの団体に対し、方針決定の場に女性が参画する必要性について理解が得られるよう広報や啓発活動を行います。

(12) 市の女性職員の職域の拡大と管理職等への登用促進

女性職員の職域拡大、管理職への登用促進を図り、市政における女性の参画を促進します。

基本方向6 就労の場における男女共同参画の推進

男女が職場において、性別にかかわらず個性と能力を発揮しながら対等なパートナーとして働くことは、男女共同参画社会の実現に向けて重要なことです。しかし、市民意識調査では、職場において男性が優遇されているとの回答は約62%に上りました。

このため、男女共に正当に能力が評価され登用が行われるよう、「男女雇用機会均等法^{*12}」など就労に関わる制度について周知啓発を図るほか、女性のさまざまな働き方を支援するための情報提供や相談支援を行います。

さらに、就労に関する実態調査により男女の労働実態を把握するとともに、パートタイム労働者、派遣労働者等の労働環境の改善や再就職支援などの就業機会の拡大のため、関係機関と連携を図りながら、情報の提供や就労相談などの支援に努めます。

施策の内容

(13) 男女の均等な就業機会と待遇の確保

男女の均等な就業機会と待遇が確保されるよう関係機関と連携を図り、「男女雇用機会均等法」に関する法制度などについて普及・啓発に努めます。

(14) 多様な働き方への支援

女性の起業、再就職など、働きたい女性を支援します。

(15) 就労に関する実態調査と相談の充実

労働実態調査を定期的実施し、男女の労働実態を把握します。また、関係機関との連携により、就労に関する相談の充実を図るとともに、情報の提供に努めます。

基本方向7 男女が共に働くための環境の整備

男女が共に、仕事、家庭生活、地域活動などにおいて、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及と浸透に努めます。

家庭生活についての市民意識調査では、家庭内での家事分担について、「除雪」を除くほぼ全ての分野において女性が中心となっているとの回答でした。少子高齢化、核家族化が進む中、家事や子育て、介護などは男女がお互いを尊重し、協力して行わなければならないものであり、性別にかかわらず広く家事への参加を促進します。

また、男女が共に働きながら安心して生活できる環境を整備するために、多様なライフスタイルに対応したさまざまな子育て支援や介護サービスの充実に努めるほか、学習機会や情報の提供を行います。

施策の内容

(16) ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及と浸透

男女が共に、「仕事」と家庭生活や地域活動などの「仕事以外の生活」の調和を図り、多様な生き方ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及と浸透に努めます。

(17) 育児・介護等支援体制の充実

多様な働き方に対応した保育・介護のサービスにより、男女が共に仕事と育児・介護等が両立できるよう支援します。

(18) 家庭生活における男女共同参画の推進

家事・育児・介護等家庭生活における固定的な性別役割分担意識を解消するために各種講座などの学習機会や情報を提供します。

基本目標Ⅲ 安心して暮らせる環境づくり

【現状と課題】

人口減少や少子高齢化が進む中、地域社会を豊かにするには、さまざまな地域の活動に男女共に多様な年齢層の参画が必要です。PTAや自治会、地域団体では、会長職などの役職に就くのは、男性の割合が高くなっていることから、これからは女性がリーダーとして地域活動に参画し、女性の視点や知識等を活かした地域社会における男女共同参画の推進が必要です。

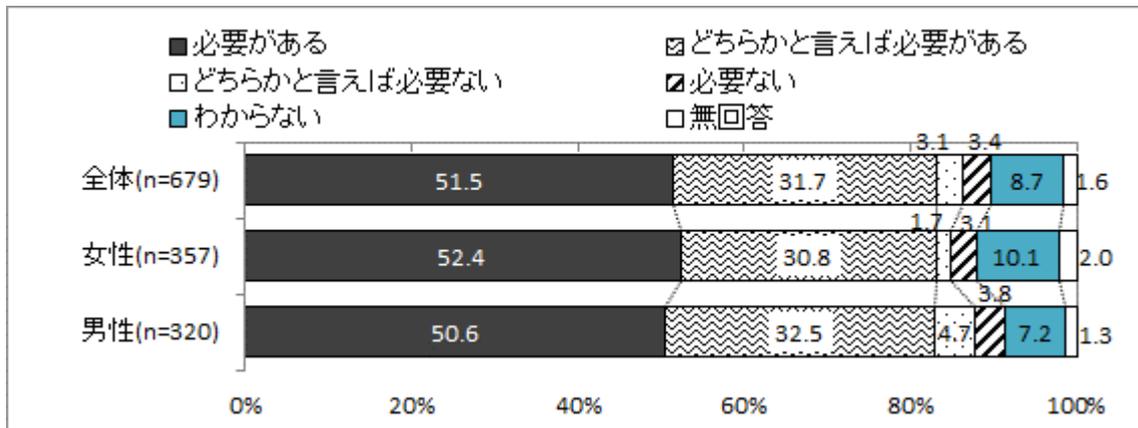
特に、防災分野においては、過去の経験から、防災や災害時、被災地の復旧・復興に関しては、男女のニーズの違いを十分に把握して施策を進める必要性が明らかになったことから、施策・方針決定過程で女性の意見を取り入れるなど、女性の参画を拡大していく必要があります。

少子高齢化や核家族化の進展に伴い、将来の生活や健康に不安を感じる高齢者や育児に不安を感じている人が多く、市民意識調査では、男女共同参画を進めるために市に望むこととして、「安心して高齢期を迎えられる環境整備」「子育てや保育サービスの充実」という回答が上位を占めました。過去の調査と比較すると、「安心して高齢期を迎えられる環境整備」の割合は減少したものの、上位の項目に変わりはありませんでした。

男女共同参画社会の実現には、全ての人が安定した生活を送ることが必要であり、そのためには、健康支援や子育て支援、ひとり親に対する支援など、それぞれのニーズに対応した施策が求められています。

市民意識調査（令和3年11月）

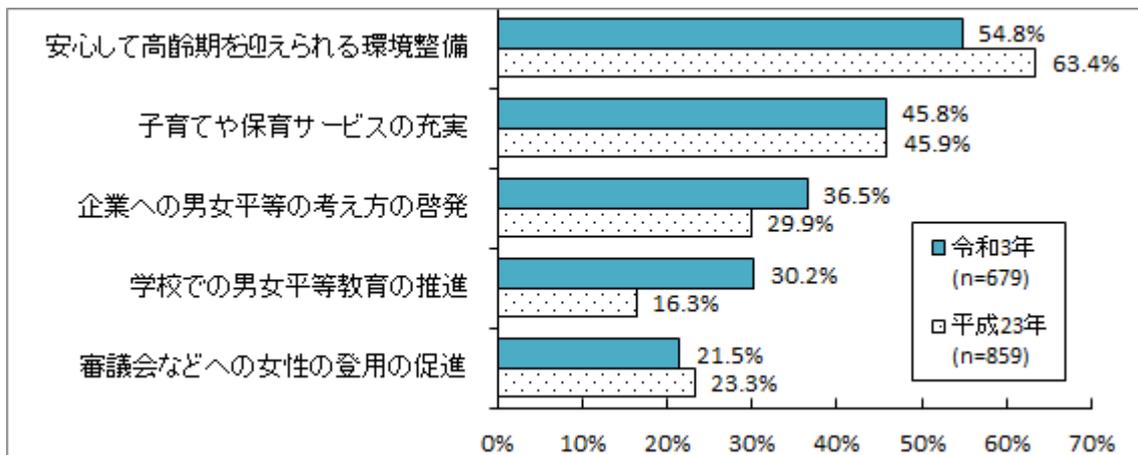
防災・災害対策分野で性別に配慮した対応の必要性について



「防災・災害対策分野で性別に配慮した対応の必要性について」は「必要がある」の割合が51.5%、「どちらかといえば必要がある」が31.7%で、多くの方が「必要がある」と感じています。

男女共同参画を進めるために市に望むこと（複数回答）

回答の上位5項目を抜粋



「男女共同参画を進めるために市に望むこと」は「安心して高齢期を迎えられる環境整備」「子育てや保育サービスの充実」が上位となりました。過去の調査と比較すると、「安心して高齢期を迎えられる環境整備」の割合が減少し、「企業への男女平等の考え方の啓発」「学校での男女平等教育の推進」が増加しています。

基本方向8 地域社会における男女共同参画の推進

地域社会における男女共同参画の推進については、特に市民による活動が中心となるため、市民活動が活発に行われるよう、情報提供や活動支援などを行います。

地域社会の活性化のためには、誰もが協力してその役割を担う必要があることから、PTA、町内会、ボランティアなどの地域活動へ広く参画を促進します。

また、防災については、暮らしに関わる身近な課題として、女性の多様な視点を反映させるため、女性の参画を促進します。

施策の内容

(19) 地域活動における男女共同参画の推進

地域社会を豊かにするには世代や年齢にかかわらず、さまざまな地域活動への参画が必要です。町内会などの地域活動においては、加入の促進を図るとともに、女性の視点が反映されるよう、女性役員の拡大への支援に努めます。

(20) 防災分野における男女共同参画の促進

防災に関する政策・方針決定の場へ女性の参画を拡大するとともに、防災、災害対策に男女共同参画の視点を取り入れるように努めます。

また、市職員の周知活動などによる防災意識の啓発に努めます。

基本方向9 安心して暮らせる環境の整備

男女が共に心豊かに生き生きと暮らすためには、何よりも心と体の健康が基本となります。一人ひとりが日頃の生活の中で健康づくりを心がけ、さまざまな機会を利用して健康管理に努めることができるよう、健康教育の推進と疾病予防対策の充実に努める必要があります。

高齢者や障がいのある人が、地域社会で生き生きと自分らしく生活を営むことができるようサービスを充実するとともに、社会参加や生きがいを進めます。

ひとり親家庭の生活の安定や経済的な自立、児童の健全育成などのため、各種福祉制度の周知を図ります。

また、性差やライフステージに応じたきめ細かい保健事業を推進するとともに、心と体の健康に関する情報提供や健康相談の充実に努めます。

施策の内容

(21) 健康に関する相談の充実

心や体の健康に関するさまざまな悩みや不安に対して、各専門職がアドバイスを行います。

(22) 母子保健の推進

医療機関と連携して妊婦や乳幼児の健康診査を実施し、母子訪問指導の充実に努めます。また、妊娠、出産、育児の正しい知識の普及を図るとともに、子どもの健康や発達などに関するさまざまな悩みを気軽に相談できるよう体制を整備します。

(23) 健康教育の推進と疾病予防対策の充実

自らが健康管理を主体的に実践できるよう疾病予防に関する各種健康教育等を実施します。

また、各種健康診査の実施により疾病の早期発見、早期治療を図るとともに、健診の事後指導において、生活習慣病の予防に努めます。

(24) スポーツ・レクリエーション活動機会の提供

スポーツ関係団体と連携し、ライフステージに応じて、気軽に参加できる体力づくりや健康増進の機会の提供に努めます。

(25) 高齢者や障がい者、ひとり親家庭等の自立支援と生きがいをづくり

高齢者や障がいのある人に対して、生活支援や就労支援などを充実し、生涯学習やボランティア活動などの推進によって、社会参加や生きがいを図ります。

また、公共施設や住宅のバリアフリー化を推進するなど、生活環境整備を進めます。ひとり親家庭の自立支援として、児童扶養手当の支給や医療費助成のほか、母子・父子相談などを行います。

第3章

計画の推進

第3章 計画の推進

1 計画の推進体制

男女共同参画社会の実現を目指し、本計画の施策を総合的かつ計画的に推進するために、市民、企業、民間団体と市が一体となって事業を展開することで、推進体制の強化を図ります。

1 市民による推進

男女共同参画の推進には、市民の理解と参画が最も重要です。市民や学識経験者、関係団体の代表者などで構成する「小樽市男女共同参画推進市民会議」からの意見を基に、市民、企業、民間団体、市が連携を図りながら協働で男女共同参画を推進します。

2 国・北海道との連携

男女共同参画の取組を推進するため、国や道などの動きについて情報収集をするとともに、協力・連携を図ります。

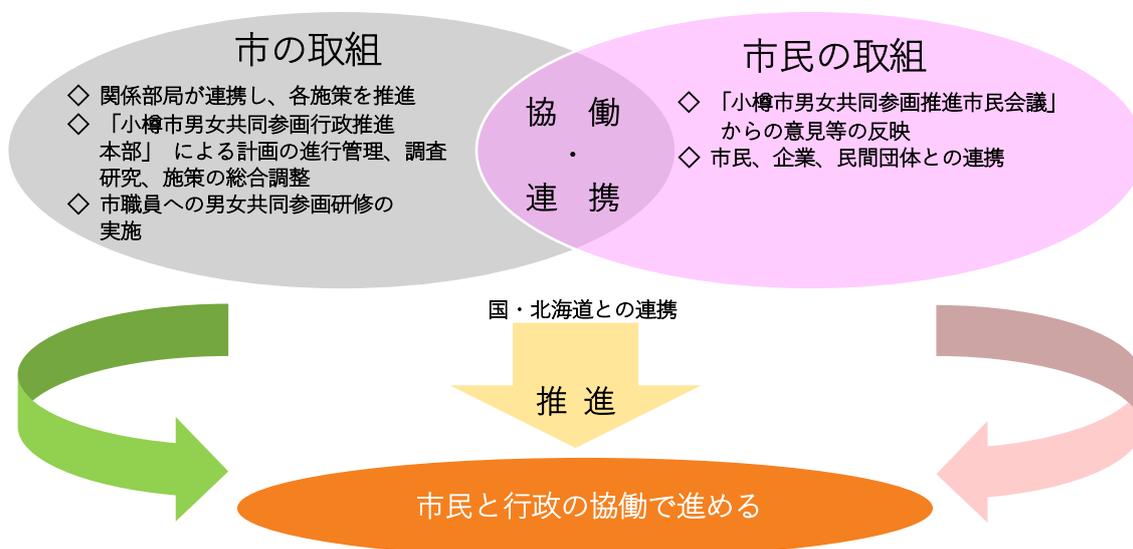
また、他の自治体との情報交換などにより施策の効果的な推進に努めます。

3 市における推進体制

全庁的組織である「小樽市男女共同参画行政推進本部」において、市の関係部局が連携の上、各施策を総合的かつ計画的に推進します。

推進本部は、この計画推進の総括として進行管理を行うとともに、男女共同参画に関する調査研究や施策の総合調整を行います。

また、市の各業務において男女共同参画の視点を生かすために、市職員を対象に男女共同参画に関する研修等を実施します。



2 計画推進のための取組

1 市民意識調査の実施

男女共同参画に関する市民意識調査を5年ごとに実施し、市民の男女共同参画に関する意識や実態、成果指標の推移について把握するとともに、過去の調査結果との比較検証により、計画の進行管理を行います。

2 計画の進行状況の公表

各施策の進行状況について、年1回、市ホームページにて公表します。

3 条例制定に向けた検討・研究

男女共同参画社会の早期実現と計画の実行性を確保するため、条例の制定についての検討・研究を進めます。

主な事業

主な事業

基本目標 I 人権の尊重と男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

基本方向 1 男女共同参画の意識の浸透

(1) 男女共同参画に関する広報と啓発活動の充実	
1. 男女共同参画情報誌「ぱるねっと」の発行	男女共同参画課
2. 男女共同参画に関する各種事業開催等の情報の周知	
3. 男女共同参画についての講演会、セミナー、パネル展の開催とまち育てふれあいトークの実施	
4. 男女共同参画の視点から見た広報に係る情報の周知	職員課
5. 男女共同参画を啓発するための市職員研修の充実	
(2) 男女共同参画に関する情報の提供と活動への支援	
1. 男女共同参画に関する市民意識調査の実施と結果報告	男女共同参画課
2. 小樽市男女共同参画基本計画と進行状況の周知（広報おたる、市ホームページ）	
3. 男女共同参画に関する統計資料の作成	
4. 男女共同参画に関する情報の収集と提供（市ホームページ、参画プラザ資料コーナー）	
5. 男女共同参画に関する図書やDVDの貸出し	図書館
6. 活動拠点の参画プラザの充実	男女共同参画課
7. 男女共同参画セミナーの開催	
8. 男女共同参画関係団体の活動支援と連携強化	
9. 国際理解の促進と国際交流ネットワークの推進	秘書課

基本方向2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

(3) 学校における男女共同参画の意識づくり	
1. 学校行事の運営などにおける、男女平等の視点に立った教育活動の促進	学校教育支援室
2. 性別にとらわれず、個性を尊重する教育観に立った教育・進路指導の充実	
3. 教職員の人権意識を高める啓発資料の作成と男女平等の視点に立った教員研修の実施	

(4) 男女の自立に向けた生涯学習の推進	
1. 生活講座の開催	勤労女性センター
2. 「やんぐすくーる」の開催	勤労青少年ホーム
3. 曜日及び時間帯等や託児等に配慮した参加しやすい講座の開催	勤労女性センター 男女共同参画課
4. 市民大学講座、はつらつ講座の開催	生涯学習課
5. 生涯学習ボランティアリーダーの登録増と積極的な活用	

基本方向3 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

(DV防止基本計画)

(5) 配偶者やパートナー等からの暴力(DV)の根絶	
1. 被害者の早期発見のために民生委員や地域関係団体等との連携強化	男女共同参画課 福祉総合相談室
2. 被害者の適切な保護のために一時保護施設や警察など関係機関との連携強化	男女共同参画課
3. 暴力防止に関する研修会の開催	
4. DV防止と被害者支援に係る情報の提供(市ホームページ)	
5. デートDVについて若年層に対する周知	
6. 暴力を誘引するような表現の是正と人権への配慮についての啓発	
7. 加害男性に対する教育・支援についての情報提供	

(6) 女性相談等の充実	
1. 女性相談の実施と関係機関との連携強化	男女共同参画課
2. 相談窓口の周知（DV相談カードの配置、「ぱるねっと」、市ホームページ等）	
3. 相談員育成のための研修等への参加	
4. 各種相談の実施（法律相談、身の上相談、行政相談）	生活安全課

(7) 人権の尊重と暴力防止に関する啓発活動の充実	
1. 児童虐待の防止に向けた関係機関との連携強化と啓発・研修活動の実施	こども家庭課
2. 障がい者の虐待防止に向けた関係機関との連携と啓発活動の実施	福祉総合相談室
3. 高齢者虐待防止ネットワーク会議の開催	
4. 高齢者虐待防止パンフレットの配布	

基本方向4 多様性を尊重する意識づくり

(8) 互いの性を尊重する意識の浸透	
1. 性の尊重や母性保護に関する各種講座や研修会等の開催	こども家庭課
2. 「出会い系サイト」等コミュニティサイト利用による性犯罪等の周知	青少年課
3. 書店などへの立入調査による有害図書等の環境浄化	

(9) 多様な性への理解促進	
1. 広報おたる・市ホームページ等での理解促進の周知啓発	男女共同参画課
2. 多様な性に関する講座や講演会の開催	
3. パートナーシップ制度の導入	

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進 (女性活躍推進計画)

基本方向5 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

(10) 市の審議会等への女性の参画の拡大	
1. 市の審議会等における女性委員の登用状況の把握と公表	男女共同参画課
2. 関係機関への女性委員推薦の協力要請	
(11) 女性の人材育成と登用に関する啓発活動の充実	
1. 女性の人材育成と登用に関する情報の提供	男女共同参画課
2. 女性のエンパワーメントを目的とした講座等の開催	
(12) 市の女性職員の職域の拡大と管理職等への登用促進	
1. 女性職員の職域拡大と女性の管理職への登用	職員課

基本方向6 就労の場における男女共同参画の推進

(13) 男女の均等な就業機会と待遇の確保	
1. 「男女雇用機会均等法」の周知	商業労政課
2. 「育児・介護休業法」等の周知	
3. 「パートタイム労働法」や「フレックスタイム制度」、労働時間短縮の周知・啓発	
4. ハラスメント防止についての周知啓発	男女共同参画課
(14) 多様な働き方への支援	
1. 起業に関する情報提供と相談支援の実施	産業振興課
2. 女性の再雇用に取り組む企業の支援	
(15) 就労に関する実態調査と相談の充実	
1. 小樽市労働実態調査の実施	商業労政課
2. 就労に関する相談の充実と情報提供	

基本方向7 男女が共に働くための環境の整備

(16) ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及と浸透	
1. 事業者に向けたワーク・ライフ・バランスについての周知	商業労政課
2. ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及に係る広報活動	男女共同参画課

(17) 育児・介護等支援体制の充実	
1. 母親・両親教室のリーフレット、副読本の配布	こども家庭課
2. 「子育てガイドブック」の発行	
3. 子育て相談・家庭児童相談の実施	
4. 多様な保育サービスの実施	子育て支援課
5. 児童館事業の実施	放課後児童課
6. 放課後児童クラブの充実	
7. 「よくわかる小樽の介護保険」の発行	介護保険課
8. 「介護保険制度」の情報提供（広報おたる、市ホームページ）	
9. 介護保険に関するまち育てふれあいトークの実施	福祉総合相談室 介護保険課
10. デイサービスやショートステイ等介護サービスの充実	介護保険課
11. 地域包括支援センターにおける総合相談の実施	福祉総合相談室

(18) 家庭生活における男女共同参画の推進	
1. 生活講座の実施	勤労女性センター
2. 男女がともに学ぶ育児講座の充実（母親・両親教室）	こども家庭課
3. 子育て講座の実施	子育て支援課
4. 子育てボランティアの養成と活用	
5. 心を育てる講座の実施	生涯学習課

基本目標Ⅲ 安心して暮らせる環境づくり

基本方向8 地域社会における男女共同参画の推進

(19) 地域活動における男女共同参画の推進	
1. 地域活動への男性の参画に関する情報の収集と提供	男女共同参画課
2. 町内会への加入促進と女性役員拡大への支援	生活安全課

(20) 防災分野における男女共同参画の推進	
1. 防災会議など政策・方針決定の場に女性の参画の拡大	災害対策室
2. 防災に関するまち育てふれあいトークの実施	
3. 女性の視点を取り入れた防災対策に関する情報の提供	災害対策室 男女共同参画課

基本方向9 安心して暮らせる環境の整備

(21) 健康に関する相談の充実	
1. 一般健康相談の実施	健康増進課
2. こころの健康相談の実施	
3. 感染症に関する相談の実施	
4. 栄養相談の実施	
5. 歯科相談の実施	

(22) 母子保健の推進	
1. こんにちは赤ちゃん訪問の実施	こども家庭課
2. 妊婦・乳幼児（4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児）健診の実施	
3. 母親・両親教室の開催	
4. 母子保健に関する相談の実施	
5. 発達相談の実施	
6. 産後ケア事業の実施	
7. 産後サポート事業の実施	
8. 子育て世代包括支援センター「にこにこ」開放事業の実施	
9. 離乳食講習会の開催	健康増進課
10. 小児歯科相談の実施	

(23) 健康教育の推進と疾病予防対策の充実

1. ウォーキングサポーターの活動支援	健康増進課
2. 各種健康教育の実施	
3. 食生活改善推進員の養成と活動支援	
4. 各種健康診査の受診向上と疾病予防対策の充実	保険年金課 保健総務課

(24) スポーツ・レクリエーション活動機会の提供

1. はつらつ講座の開催	生涯学習課
2. 各種スポーツ教室の開催	生涯スポーツ課

(25) 高齢者や障がい者、ひとり親家庭等の自立支援と生きがいづくり

1. 「バリアフリー新法」に基づく公共施設の整備	建築指導課
2. 住宅改造資金融資の実施	建築住宅課
3. シルバー人材センターの活用	商業労政課
4. 配食サービスの実施	福祉総合相談室
5. 地域包括支援センターにおける総合相談の実施	
6. 社会福祉協議会と連携し、小地域ネットワークづくりを促進	
7. ボランティア活動・福祉除雪サービス事業への補助	
8. 老壮大学、シルバースポーツ大会の開催	
9. 友愛訪問活動の実施	こども福祉課
10. 障がい者への相談の実施	
11. ひとり親家庭等への医療費助成	
12. ひとり親家庭等への児童扶養手当の支給	
13. 母子・父子家庭自立支援給付金の支給	
14. 母子・父子福祉団体への支援	
15. 母子生活支援施設の利用支援	
16. 助産施設の利用支援	
17. 母子・父子相談の実施	
18. 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付相談の実施	
19. 子どもの学習・生活支援事業（おたる子ども未来塾）の実施	

用語解説

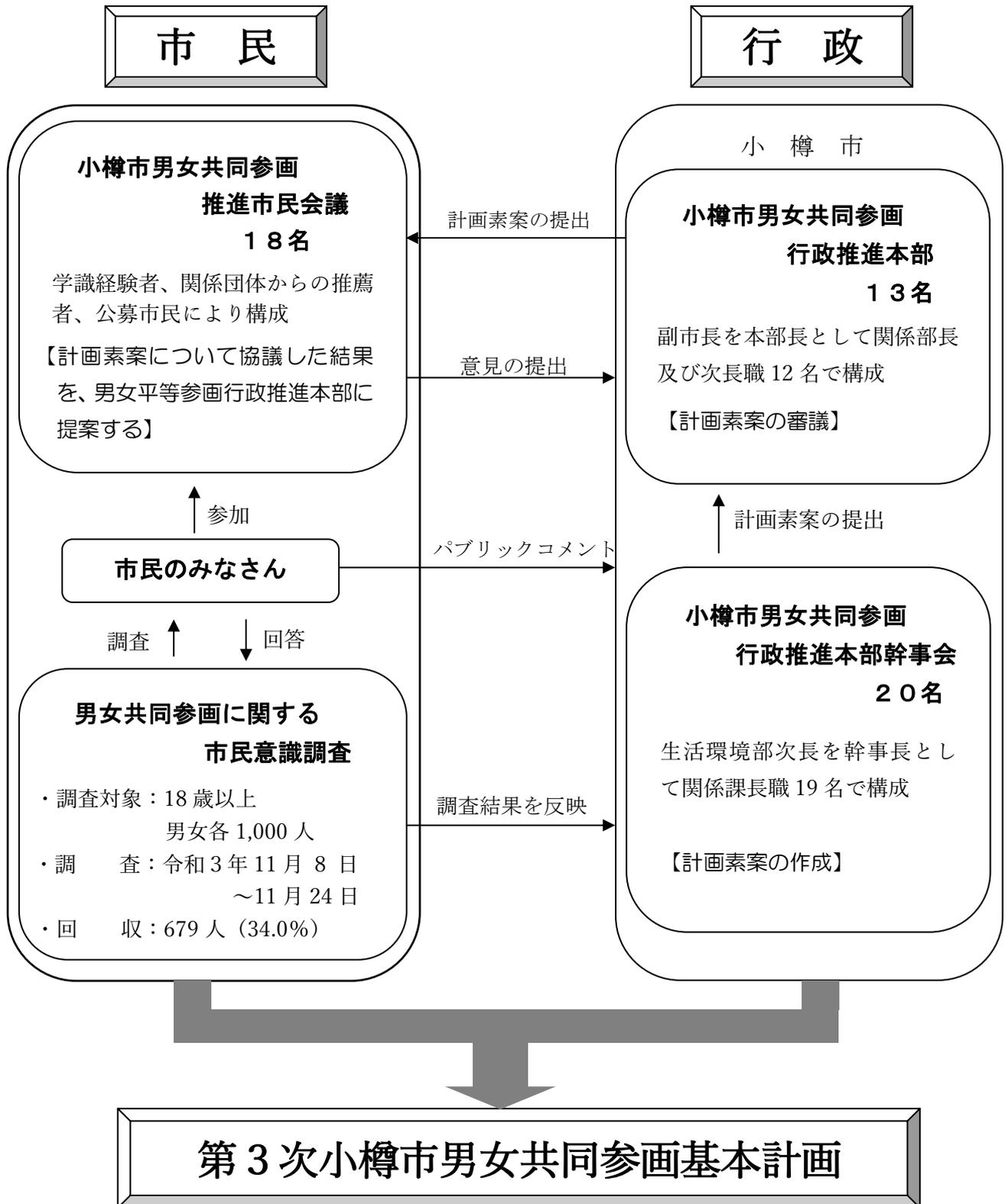
※	用語	解説
1	男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと
2	ドメスティック・バイオレンス (DV) ／恋人間の暴力 (デートDV)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (DV 防止法)」では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義している。 「なぐる」「ける」といった身体への暴力だけでなく「人格を否定するような暴言をはく」「無視する」「わざと相手が大切にしまっているものを壊す」「生活費を渡さない」等の精神的暴力や、「性的行為を強要する」「避妊に協力しない」等の性的暴力も含む。 また、中・高校生や大学生などの若い世代の恋人同士の間で起こる DV をデートDV という。
3	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法)	平成 27 (2015) 年 8 月に制定され、職業生活において女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、国、地方公共団体、民間事業主 (一般事業主) の各主体の女性の活躍推進に関する責務等を定めている。
4	固定的な性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいう。 「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は、固定的な考え方により男性・女性の役割を決めている例である。
5	持続可能な開発目標 (SDGs)	2015 年 9 月に国連で採択された、2030 年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標。17 のゴール (目標) とその下位目標である 169 のターゲットから構成されている。関連する目標として、ゴール 5 「ジェンダー平等を実現しよう」が設けられている。 
6	LGBT 等	「L」～レズビアン (女性を好きになる女性)、「G」～ゲイ (男性を好きになる男性)、「B」～バイセクシュアル (同性も異性も好きになる人)、「T」～トランスジェンダー (身体の性に違和感を持つ人)、これらの頭文字を取った性的マイノリティー (少数者) の総称の一つ。 近年は、「Q」～クエスチョニング又はクイア (性的指向や性自認が定まっていない人) や、それらに限定されないさまざまなセクシュアリティを表す「+」を含めた総称として「LGBTQ+」が使用されることもある。

※	用語	解説
7	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)	男女共同参画会議「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する専門調査会」では、「老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態である。」と定義している。
8	ジェンダー (社会的性別)	人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。
9	パートナーシップ制度	自治体が同性のカップルを「婚姻に相当する関係」と認めること。これにより婚姻関係にあるカップルのみに限られていた自治体サービス(公営住宅への入居等)などを利用することが可能になる制度。
10	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	「性と生殖に関する健康/権利」のことで、女性が自分の体や健康について正確な情報・知識を持ち、子どもの人数や出産の時期に関する自己決定権や、生涯にわたって自分の健康を主体的に守って生きる権利を保障する概念をいう。 平成6(1994)年にカイロで開催された「国際人口開発会議」において採択された20年間にわたる「行動計画」の中でこの概念を国際社会に定着させることを目指すことになった。
11	エンパワーメント	「個人として、あるいは社会集団として、意思決定過程に参画し、自立的な力をつけること」をいう。自らの意識と能力を高め、家庭や地域、職場など社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的に力を付けること、及びそうした力を持った主体的な存在となり、力を発揮し行動していくことをいう。
12	男女雇用機会均等法	正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」といい、昭和60(1985)年に制定された。その後、平成9(1997)年には、差別禁止規定、職場のセクハラ防止やポジティブ・アクションの促進を盛り込む改正が行われた。更に、平成18(2006)年には、差別の禁止範囲を男女双方に拡大し、体力や勤務条件等による間接差別の禁止や妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等を盛り込む改正が行われた。

資料編

1 計画策定の体制

市民と行政が協働で計画を策定しました。



2 小樽市男女共同参画推進市民会議委員名簿

(◎：会長 ○：副会長)

推薦団体等	氏名
小樽市介護支援専門員連絡協議会	甘利 智美
小樽市父母と教師の会連合会	池上 千世乃
公募市民	池田 美佳
小樽商科大学	◎ 石崎 香理
北海道看護協会小樽支部	大口 博
小樽商工会議所	小笠原 眞結美
小樽市校長会	岡本 清豪
小樽市民生児童委員協議会	小原 陽子
公募市民	佐藤 奈緒美
ネットワーク・らん	佐藤 美代子
小樽銀行協会	渋谷 理恵
西尾弘美法律事務所	西尾 弘美
北海道職業能力開発大学校	○ 西出 和広
公募市民	福岡 氷見子
連合北海道小樽地区連合会	堀部 洋子
小樽人権擁護委員協議会	安井 能彦
小樽市総連合町会	山内 ミ工子
小樽市男女共同参画推進協議会	山本 和光

(敬称略 五十音順)

3 計画策定の経過

年月日	事項	内容
令和3年度		
令和3年9月26日	第1回小樽市男女共同参画行政推進本部幹事会の開催	市民意識調査の調査項目について
令和3年10月14日	第1回小樽市男女共同参画行政推進本部の開催	市民意識調査の調査項目について
令和3年10月28日	第1回小樽市男女共同参画推進市民会議の開催	市民意識調査の調査項目について
令和4年3月16日	第2回小樽市男女共同参画行政推進本部幹事会の開催	市民意識調査結果の報告
令和4年3月25日	第2回小樽市男女共同参画行政推進本部の開催	市民意識調査結果の報告
令和4年3月30日	小樽市男女共同参画推進市民会議委員へ報告書郵送	市民意識調査結果の報告
令和4年度		
令和4年8月10日	第1回小樽市男女共同参画行政推進本部幹事会の開催	計画素案について
令和4年9月1日	第2回小樽市男女共同参画行政推進本部幹事会の開催	計画素案について
令和4年9月26日	第1回小樽市男女共同参画行政推進本部の開催	計画原案について
令和4年10月20日	第2回小樽市男女共同参画行政推進本部の開催	計画原案について
令和4年11月14日	第1回小樽市男女共同参画推進市民会議の開催	計画原案について
令和4年11月22日	第3回小樽市男女共同参画行政推進本部幹事会の開催（書面開催）	計画原案について
令和4年11月30日	第3回小樽市男女共同参画行政推進本部の開催	計画原案の決定
令和4年12月27日	パブリックコメント（意見公募）（令和5年1月25日まで）	

4 計画策定の背景

(1) 世界の動き

女性の平等という問題は、昭和 20（1945）年に創設された国際連合（以下「国連」という。）において重要な活動の一つと位置付けられ、女性の権利の促進やあらゆる形態の差別と暴力の撤廃を目指すさまざまな世界的行動が、国連の主導的役割のもと推進されてきました。

昭和 50（1975）年を「国際婦人年」と定め、「平等・発展・平和」を目標とする「世界行動計画」を採択し、昭和 51（1976）年から「国連婦人の十年」として、男女平等や女性地位向上のための運動を展開したほか、昭和 54（1979）年には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択されました。

平成 7（1995）年の「第 4 回世界女性会議」では、「北京宣言及び行動綱領」が採択され、「女性と貧困」、「女性に対する暴力」、「女性の人権」などの 12 の重大領域において、各国政府が取り組むべき行動が示されました。平成 12（2000）年、「女性 2000 年会議」が開催され、女性への暴力に対処する法律の整備などが盛り込まれた「北京宣言及び行動要領実施のための更なる行動とイニシアティブ」が採択されました。

平成 22（2010）年、男女平等の実現や女性の地位向上を目的とした「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」が発足しました。また、「第 54 回国連婦人の地位向上委員会」（北京+15）が開催され、「北京宣言及び行動綱領」等の実施状況の評価、見直し、更なる実施に向けた戦略などについて協議されました。

平成 26（2014）年、第 58 回国連婦人の地位委員会において、我が国が提出した「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案が採択されました。

平成 27（2015）年、国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。17 のゴールと 169 のターゲットから成る「持続可能な開発目標（SDGs）」が、2030 年までに達成すべき国際社会共通の目標と示され、その前文では「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女子の能力強化を達成することを目指す」とされています。

(2) 国・北海道の動き

我が国においても、世界の動きにあわせて、男女共同参画の推進を図るためのさまざまな取組が行われてきています。

昭和 52（1977）年に、「世界行動計画」を受けて「国内行動計画」が策定され、昭和 60（1985）年には「女子差別撤廃条約」を批准し、「雇用の分野における男女の均等な機

会及び待遇の確保等に関する法律」(男女雇用機会均等法)が制定されました。また、平成7(1995)年、ILO第156号条約(家庭的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約)を批准し、「育児・介護休業法」が成立し、男女平等に関する法や制度の整備が進められました。

平成11(1999)年、「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の基本的な理念を明らかにするとともに、翌年(平成12年)には「男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成13(2001)年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)が施行され、平成12(2000)年制定の「ストーカー行為等の規制等に関する法律」とあわせて、女性への暴力等に対する法整備が行われました。

平成17(2005)年、「第2次男女共同参画基本計画」が策定され、「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」など12の重点分野が示されました。平成22(2010)年の「第3次男女共同参画基本計画」では、「男性、子どもにとっての男女共同参画」など15の重点分野が示されています。

平成27(2015)年、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)が制定され、「女性が輝く社会」の実現に向け、女性の能力を生かすことが極めて重要な政策課題とされました。また、「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、「男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力のある社会」など、めざすべき社会として4項目が掲げられ、男女共同参画を我が国における最重要課題と位置付けました。

平成28(2016)年、総理を本部長とする「SDGs推進本部」が設置され、持続可能で多様性と包括性のある社会の実現のために取組が進められています。

平成30(2018)年、男女の候補者数ができる限り均等となることを目指す「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が議員立法により成立しました。

令和2(2020)年、「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会～」が策定され、指導的地位に女性が占める割合の拡大とともに、ジェンダー平等の着実な履行を目指す取組が位置付けられました。また、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022」(女性版骨太の方針2022)が決定され、新たに「女性の経済的自立」、「女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現」等の4項目の重点事項が定められました。

本道では、昭和53(1978)年、国の「国内行動計画」を受けて、「北海道婦人行動計画」が策定され、女性活動の促進と支援に取り組みました。

また、昭和62(1987)年に「北海道女性の自立プラン」、平成9年(1997)年に「北海道男女共同参画プラン」を策定し、また、平成3(1991)年に、北海道の女性の自立と社会参加を促進するための拠点として「北海道立女性プラザ」を設置しています。

平成 13 (2001) 年には、5 つの基本理念のもと男女平等参画社会の実現を目指す「北海道男女平等参画推進条例」が制定され、平成 14 (2002) 年には、「北海道男女平等参画基本計画」が策定されました。

平成 18(2006)年、「北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画」が策定され、平成 21(2009)年に第 2 次基本計画、平成 26 (2014) 年に第 3 次基本計画が策定されています。

平成 26 (2014) 年には、オール北海道で女性活躍の気運醸成を図るため「北の輝く女性応援会議」を設置しています。

平成 30 (2018) 年、女性活躍推進やライフワークバランスなどを課題とする「第 3 次北海道男女平等参画基本計画」が策定されるとともに、平成 31 (2019) 年には、「第 4 次北海道配偶者暴力防止、被害者保護及び支援等に関する基本計画」が策定されました。

(3) 小樽市の動き

本市では、昭和 55(1980)年、「青少年婦人対策室」を設置し、女性の社会参加促進と地位向上に取り組んできました。平成 7(1995)年、社会情勢の変化を受けて「青少年女性室」に改称されました。

平成 10(1998)年の「小樽市総合計画」では、「男女平等の意識づくり」、「あらゆる分野への参画」、「働きやすい環境の整備」を男女共同参画社会形成のための主要施策に掲げ、女性の社会活動の支援を推進しました。

平成 13(2001)年、「男女共同参画社会基本法」に基づき男女共同参画基本計画策定に向けて「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施するとともに、設置された「小樽市男女共同参画プラン市民懇話会」より、「小樽市男女共同参画プラン（仮称）策定に向けての提言」が提出されました。これらをもとに、平成 15(2003)年、4 つの基本目標と 97 の施策からなる「小樽市男女平等参画基本計画」を策定しました。平成 16(2004)年、「青少年女性室」は「男女平等参画課」に改編されました。

平成 21(2009)年、「第 6 次小樽市総合計画」が策定され、男女共同参画では、「社会のあらゆる分野に対等に参画していく男女平等参画社会の形成」を目指すとして 4 つの施策を掲げました。

平成 23(2011)年に実施した「男女平等参画に関する市民意識調査」を踏まえ、平成 25(2013)年、「第 2 次小樽市男女共同参画基本計画」を策定し、3 つの目標と 8 つの基本方向、23 の施策、10 項目の成果指標からなる、今後 10 年間の男女共同参画社会実現に向けた行動プログラムを定めました。また、同年 4 月 1 日には、「男女平等参画課」から「男女共同参画課」に改称しました。

平成 27（2015）年、まち・ひと・しごと創生法に基づき「小樽市総合戦略」が策定され、主な事業の一つとして、男女共同参画施策事業が掲載されました。

令和元（2019）年、「第 7 次小樽市総合計画 自然と人が紡ぐ笑顔あふれるまち小樽～あらたなる 100 年の歴史へ～」が策定され、あらゆる分野において誰もが対等に参加し、それぞれの個性や能力を十分発揮することができる男女共同参画社会を目指すことが明記されました。

令和 2（2020）年、「第 2 期小樽市総合戦略」が策定され、結婚や子育てをしながら多様なライフデザインの選択が可能となるよう、ワークライフバランスを実現しながら、男女ともに生き生きと働ける環境の整備を進める必要があることが明記されました。

令和 3（2021）年、国の地域女性活躍推進交付金を活用して、困難を抱えた女性への支援を目的に、「小樽市地域女性つながりサポート事業」を実施し、相談窓口の開設や生理用品の無償配布などの事業を実施しました。また、新たに策定する「第 3 次小樽市男女共同参画基本計画」の策定に向けて、市民の男女共同参画に対するご意見や現状認識から課題等を把握するため、「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。

5 男性と女性を取り巻く現状

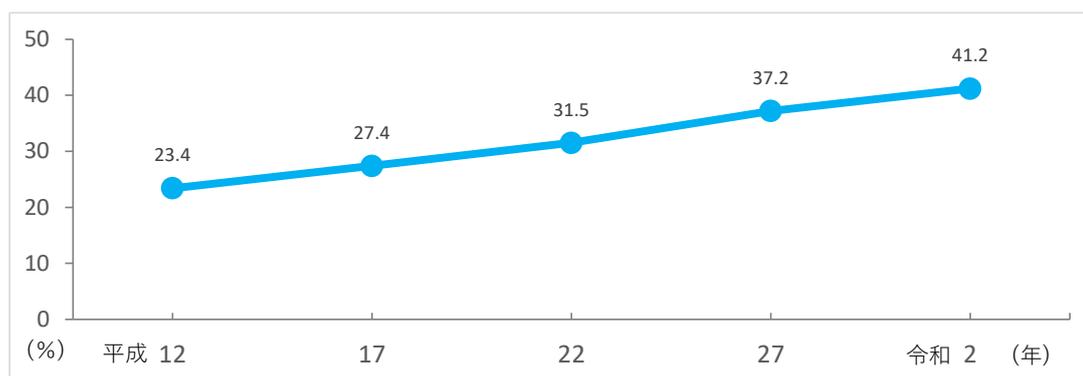
(1) 人口構造の変化～少子・高齢化の進展

小樽市の人口は、昭和 39（1964）年の 209,063 人をピークに年々減少し続け、令和 2（2020）年の国勢調査では 111,299 人となっています。

人口に占める年少人口は、平成 12（2000）年の国勢調査では 11.5%でしたが、令和 2 年では 8.3%となっており年々減少傾向がみられ、一方、高齢者人口は平成 12 年では 23.4%でしたが、令和 2 年では 41.2%と 40%を超え人口の高齢化が一層進行しています。

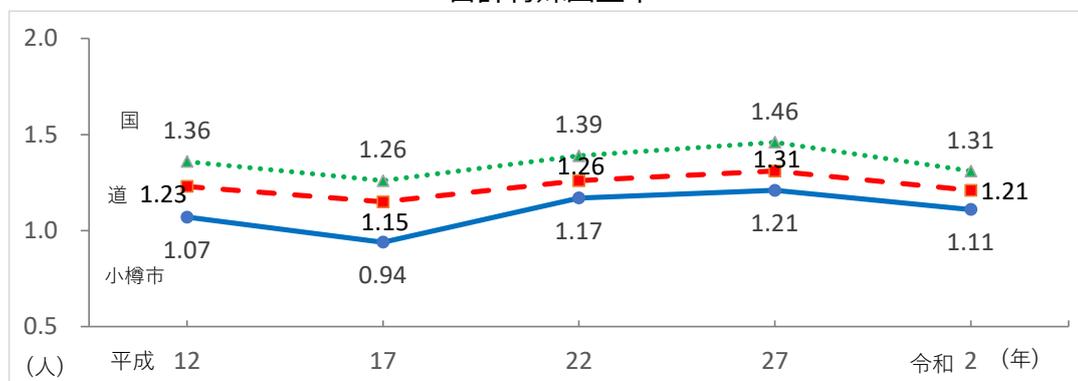
また、小樽市の合計特殊出生率は、平成 12（2000）年の 1.07 人から令和 2（2020）年の 1.11 人まで、各年で増減が見られますが、国の 1.33 人や道の 1.21 人と比較しても低くなっており、少子化の傾向が見られます。

高齢化率の推移（小樽市）



資料：国勢調査

合計特殊出生率



資料：小樽市の保健行政（令和 3 年度版）

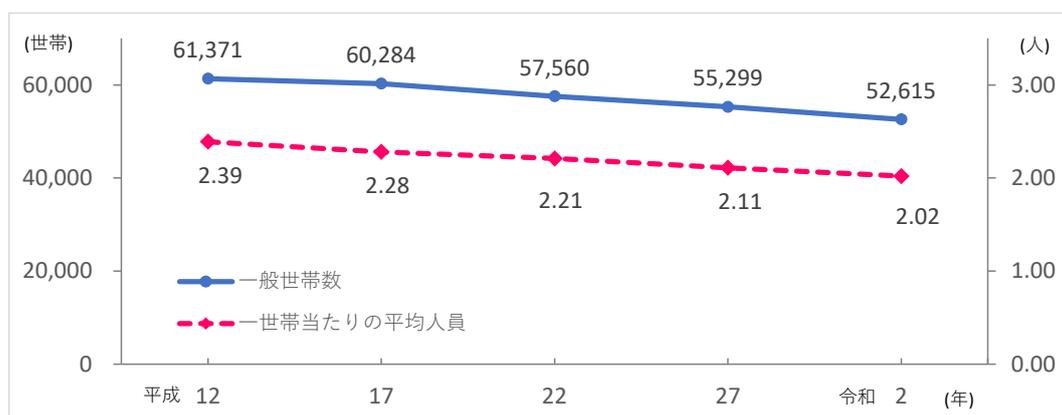
(2) 家族構成の変化

小樽市の人口減少とともに、令和 2 (2020) 年の国勢調査による一般世帯総数は 52,615 世帯となり、平成 12 (2000) 年の 61,371 世帯と比較すると、約 8,700 世帯減少しています。また、1 世帯当たりの人数は、平成 12 (2000) 年に 2.39 人でしたが、令和 2 年には 2.02 人となっており、年々減少しています。

家族形態の変化をみると、「夫婦のみの世帯」や「親と子どもからなる世帯」などの核家族世帯は平成 12 (2000) 年の 61.4%から令和 2 (2020) 年は 55.0%に減少しています。一方、「単独世帯」は、平成 12 (2000) 年の 29.0%から令和 2 (2020) 年は 39.3%に増加しており、市内の約 4 割の世帯が「単独世帯」となっています。

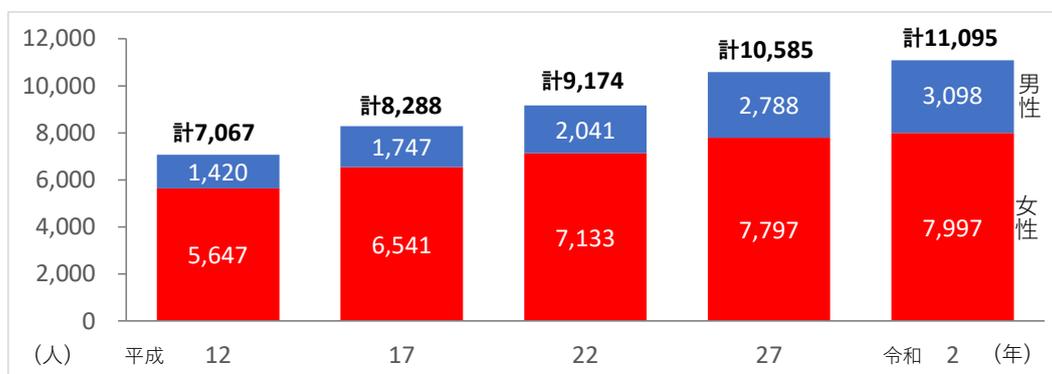
また、「単独世帯」の中でも 65 歳以上の高齢単身者数は、平成 12 年の国勢調査では 7,067 人でしたが、令和 2 年には 11,095 人と 1 万人を超える規模となっています。

世帯数と一世帯当たりの平均人員 (小樽市)



資料：国勢調査

65 歳以上の単身者数の変化 (小樽市)



資料：国勢調査

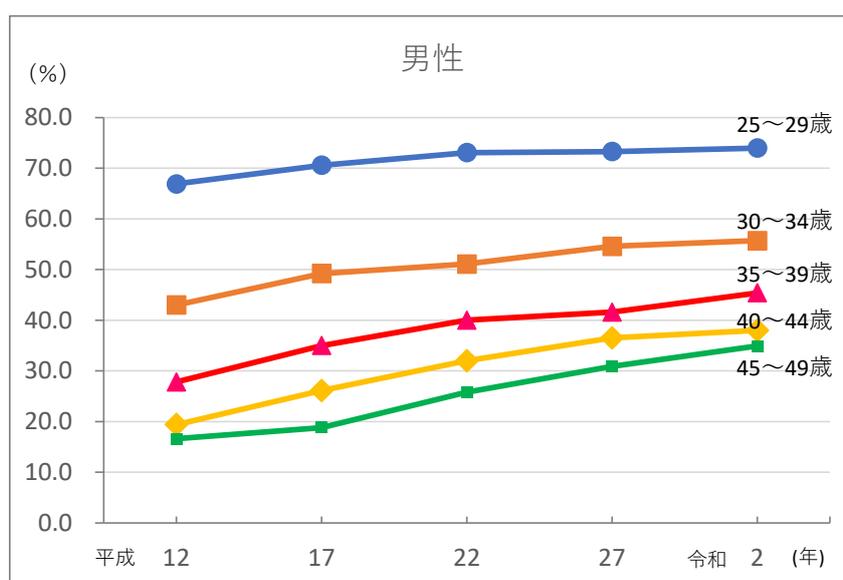
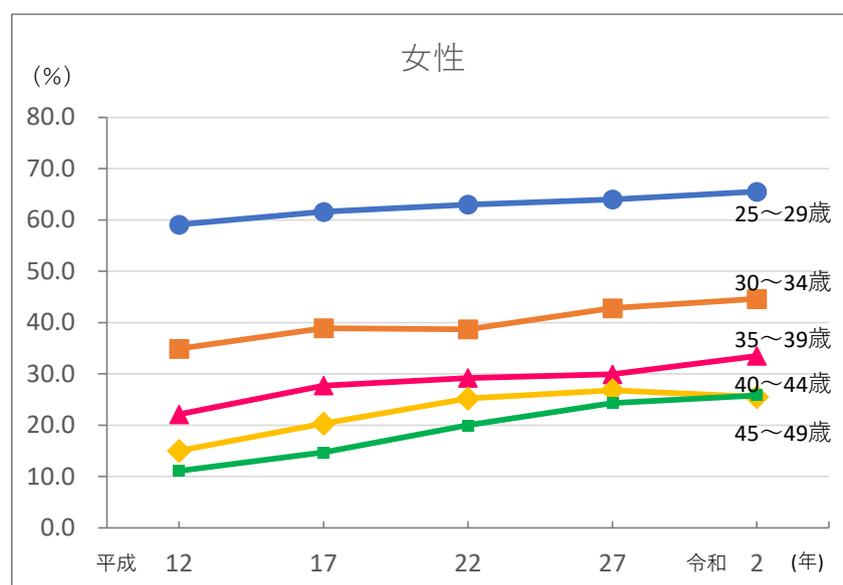
(3) 変化する男女のライフスタイル

小樽市の少子・高齢化が進んでいる背景には、出生率の低下のほか、働き盛りである20代から30代の市外への転出や未婚率の増加があると考えられます。

小樽市の男女の未婚率を平成12(2000)年から見ていくと、20代から40代までのほとんどの年代で未婚率が増加し、未婚化が進んでいます。

また、令和3年の市民意識調査において、「結婚するかしないかは個人の自由である」という設問に対し、「同感する」「どちらかといえば同感する」を合わせた回答が89.3%となるなど、結婚にこだわらない考えが多数派となってきています。

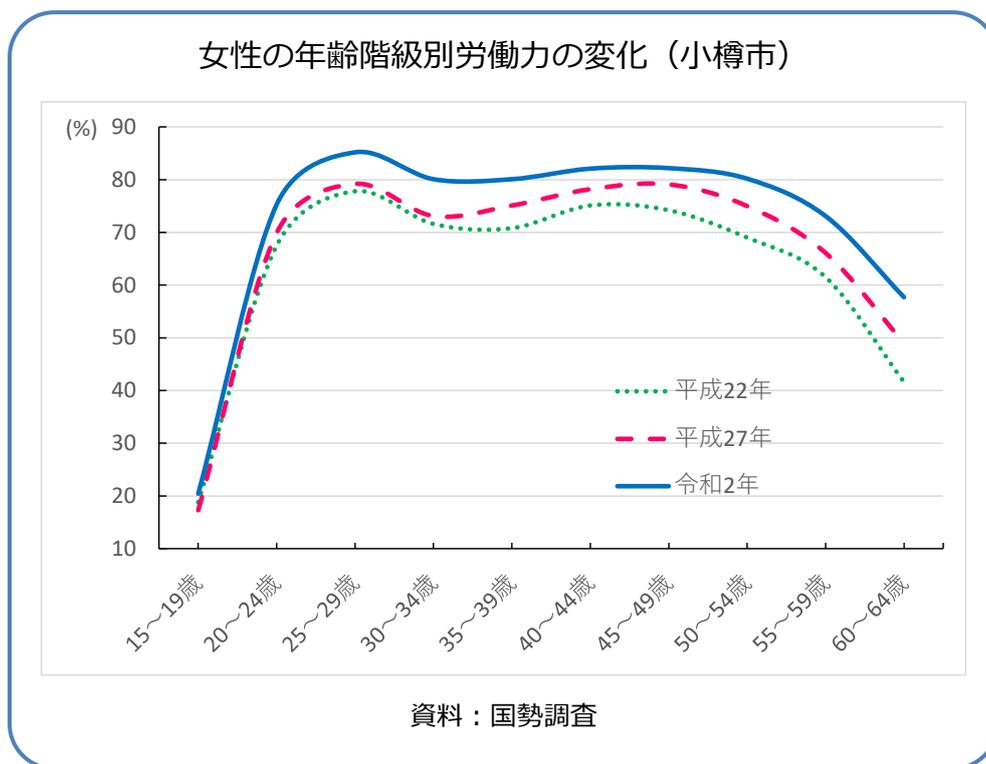
未婚率の推移 (小樽市)



資料：国勢調査

(4) 働く女性の増加と就業状況

小樽市の女性の就業者数の推移をみると、就業者人口に占める女性の割合は、平成 12 (2000) 年では 44.3%、平成 22 (2010) 年では 46.2%、令和 2 (2020) 年では 47.9%と徐々に高くなってきています。また、女性の労働力率 (15 歳以上) を年齢階級別で見ると、いまだM字型曲線を描いていますが、平成 22 (2010) 年と比較すると曲線のくぼみが浅くなり、結婚や出産期に退職せず、継続して就業する女性が増えているとみられます。



6 男女共同参画行政関係年表

年	国連	日本	北海道	小樽市
1975年 (昭50)	◇ 国際婦人年 ◇ 「国際婦人年世界会議」開催(メキシコシティ)「世界行動計画」採択	◇ 総理府に「婦人問題企画推進本部」「婦人問題企画推進会議」「婦人問題担当室」設置		◇ 「勤労婦人センター」開設
1976年 (昭51)	◇ 「国際婦人の十年」開始(～1985年)	◇ 「育児休業法」施行(女子教員・看護婦・保母を対象) ◇ 「民法等の一部を改正する法律」施行(離婚復氏制度)		
1977年 (昭52)		◇ 「国内行動計画」策定 ◇ 「国内行動計画前期重点目標」策定 ◇ 「国立婦人教育会館」開館		
1978年 (昭53)			◇ 「北海道婦人行動計画」策定	
1979年 (昭54)	◇ 第34回国連総会「女子差別撤廃条約」採択			
1980年 (昭55)	◇ 「国連婦人の十年中間年世界会議」開催(コペンハーゲン)「後半期行動プログラム」採択	◇ 「女子差別撤廃条約」署名決定	◇ 「北海道婦人指導員」配置(14支庁、平13年「北海道男女平等参画推進員」に改称)	◇ 「青少年婦人対策室」設置 ◇ 「婦人行政連絡会議」設置
1981年 (昭56)	◇ 「女子差別撤廃条約」発効	◇ 「民法及び家事審判法の一部を改正する法律」施行(配偶者の法定相続分の引上げ等) ◇ 「国内行動計画後期重点目標」策定		◇ 「婦人の国内交流」を社会教育課より引き継ぎ実施 ◇ 「婦人講座」開設 ◇ 「婦人問題懇談会」設置
1984年 (昭59)			◇ 「生活福祉部道民運動推進本部」に「青少年婦人局」を設置 ◇ 「北海道婦人行動計画後期の推進方策」策定	◇ 「婦人大学講座」開設(婦人講座を発展させ実施)
1985年 (昭60)	◇ 「国連婦人の十年最終年世界会議」開催(ナイロビ)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	◇ 「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」施行(国籍の父母両系主義等) ◇ 「男女雇用機会均等法」公布 ◇ 「女子差別撤廃条約」批准	◇ 「北海道婦人問題研究懇話会」(昭44年設置)を「北海道女性会議」に改組	
1986年 (昭61)		◇ 「婦人問題企画推進有識者会議」設置 ◇ 「男女雇用機会均等法」施行 ◇ 「国民年金法の一部を改正する法律」施行(女性の年金権の確立)		
1987年 (昭62)		◇ 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	◇ 「北海道女性の自立プラン」策定	
1988年 (昭63)			◇ 「青少年婦人室」設置	◇ 「婦人問題連絡協議会」設置(婦人行政連絡会議及び婦人問題懇話会の発展的解消)
1989年 (平元)				◇ 「新総合計画」に「女性の自立と地位向上」を位置付け
1990年 (平2)	◇ 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			
1991年 (平3)		◇ 「育児休業等に関する法律」(育児休業法)公布 ◇ 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定	◇ 「北海道立女性プラザ」開設	◇ 「婦人国内研修」実施(婦人の国内交流を充実、発展させ実施、平7年「女性国内研修」に変更) ◇ 「小樽市男女平等参画推進協議会」発足
1992年 (平4)		◇ 「新しい農村漁村の女性—2001年にむけて—(農村漁村女性に関する中長期ビジョン)策定 ◇ 「育児休業法」施行 ◇ 「婦人問題担当大臣」設置		

年	国連	日本	北海道	小樽市
1993年 (平5)	◇「世界人権会議「ウィーン宣言」採択	◇「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(パートタイム労働法)成立、施行 ◇「中学校の家庭科の男女必修」実施	◇「青少年婦人室」を「青少年女性室」に改称	
1994年 (平6)		◇総理府に「男女共同参画推進本部」「男女共同参画審議会」「男女共同参画室」設置 ◇「仕事と育児両立支援特別援助事業」創設 ◇「婚姻制度等に関する民法改正要綱試案」公表 ◇「高等学校の家庭科の男女必修」実施		
1995年 (平7)	◇「第4回世界女性会議」開催(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択	◇「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化)	◇「青少年女性室」を「女性室」に改称 ◇「北海道女性会議」を「北海道男女共同参画懇話会」に改組 ◇「北海道男女共同参画推進本部」設置 ◇「北海道立女性相談援助センター」開設	◇「青少年婦人対策室」を「青少年女性室」に改称 ◇「婦人問題連絡協議会」を「女性問題連絡協議会」に改称 ◇「女性情報誌『ばるねっと』」発行(平15年男女平等参画情報誌に変更) ◇「女性セミナー」実施(平15年男女平等参画セミナーに変更) ◇「勤労婦人センター」を「勤労女性センター」に改称
1996年 (平8)		◇「男女共同参画2000年プラン」策定		
1997年 (平9)		◇「男女雇用機会均等法」改正 ◇「労働基準法の女子保護規定」一部改正 ◇「介護保険法」公布	◇「北海道男女共同参画プラン」策定	
1998年 (平10)				◇「小樽市総合計画—市民と歩21世紀プラン」に「男女共同参画社会」を位置付け
1999年 (平11)		◇「育児・介護休業法」施行 ◇「改正男女雇用機会均等法」施行 ◇「男女共同参画社会基本法」公布、施行 ◇「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」成立、施行		
2000年 (平12)	◇国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク)	◇「男女共同参画基本計画」策定 ◇「児童虐待防止法」「ストーカー規制法」成立、施行		
2001年 (平13)		◇内閣府に「男女共同参画会議」「男女共同参画局」を設置 ◇「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)施行 ◇「育児・介護休業法」一部改正	◇「北海道男女平等参画推進条例」施行 ◇「女性室」を「男女平等参画推進室」に改称 ◇「北海道男女平等参画審議会」設置 ◇「北海道男女平等参画苦情処理委員」設置	◇「女性相談室」開設 ◇「(仮称)小樽市男女共同参画プラン」の策定作業開始 ◇「市民意識調査」実施(第1回)
2002年 (平14)			◇「北海道男女平等参画基本計画」策定 ◇北海道立女性相談援助センターに「配偶者暴力相談支援センター」機能を整備	◇「小樽市女性議会」の開催(市制施行80周年記念)
2003年 (平15)		◇「次世代育成支援対策推進法」公布、施行 ◇「少子化社会対策基本法」公布、施行 ◇「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定		◇「小樽市男女平等参画基本計画」策定 ◇「男女平等参画推進市民会議」「男女平等参画行政推進本部」設置 ◇「小樽の女性と男性」発行

年	国連	日本	北海道	小樽市
2004年 (平16)		◇「DV防止法」改正、施行 ◇「DV防止法」に基づく基本方針の策定	◇「北海道男女平等参画チャレンジ賞」創設	◇「青少年女性室」を「男女平等参画課」と「青少年課」に再編 ◇「男女平等参画推進プラザ」開設
2005年 (平17)	◇国連「北京+10」世界閣僚級会合開催（ニューヨーク）	◇「男女共同参画基本計画（第2次）」策定 ◇「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 ◇改正「育児・介護休業法」施行		
2006年 (平18)		◇「男女雇用機会均等法」改正 ◇「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	◇「北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画」策定	◇「男女平等参画課」を勤労女性センター内に移転 ◇「婦人問題連絡協議会」を市民会議に移行 ◇「婦人大学講座」を「市民大学講座」に吸収
2007年 (平19)		◇改正「男女雇用機会均等法」施行 ◇「DV防止法」改正 ◇「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		
2008年 (平20)		◇改正「DV防止法」施行 ◇「パートタイム労働法」改正、施行 ◇「次世代育成支援対策推進法」改正 ◇改正「DV防止法」に基づく基本方針の改定	◇「第2次北海道男女平等参画基本計画」策定	
2009年 (平21)		◇「育児・介護休業法」改正 ◇男女共同参画シンボルマーク決定	◇「第2次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画」策定	◇「第6次小樽市総合計画」策定
2010年 (平22)	◇国連「北京+15」記念会合開催（ニューヨーク）	◇男女共同参画基本計画（第3次）策定		◇DV相談カードをしない30施設60カ所的女子トイレに配置
2011年 (平23)	◇UN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関）発足			◇「おたる女性フェスタ」開催 ◇「市民意識調査」実施（第2回）
2012年 (平24)	◇第56回国際婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	◇改正「育児・介護休業法」全面施行 ◇「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画 女性の活躍による経済活性化を推進する関係関係会議決定		
2013年 (平25)		◇DV防止法を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改称、改正 ◇「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」策定		◇「第2次小樽市男女共同参画基本計画」策定 ◇「男女平等参画課」から「男女共同参画課」に課名変更 ◇「男女平等参画推進市民会議」、「男女平等参画行政推進本部」、「男女平等参画推進協議会」の各名称中、「平等」を「共同」に変更
2014年 (平26)	◇第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	◇内閣に「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置 ◇女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム（WAW! 2014）開催	◇「第3次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護等・支援に関する基本計画」策定	
2015年 (平27)	◇国連「北京+20」記念会合開催（ニューヨーク） ◇UN Women日本事務所開設 ◇「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（SDGs）採択	◇「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立・一部施行 ◇男女共同参画基本計画（第4次）策定	◇道民生活課に女性支援室を設置	◇「小樽市総合戦略」策定

年	国連	日本	北海道	小樽市
2016年 (平28)		<ul style="list-style-type: none"> ◇ 「男女雇用機会均等法」改正 ◇ 「育児・介護休業法」改正 ◇ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」完全施行 ◇ 内閣にSDGs推進本部設置 ◇ 国際女性会議WAW!開催(名称変更) 	◇ 「北海道女性活躍推進計画」策定	
2017年 (平29)	◇ 国連「職場におけるセクシュアル・ハラスメント解消」決議案採択	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 「SDGsアクションプラン2018」策定 ◇ 「育児・介護休業法」改正 ◇ 「働き方改革実施計画」策定 		
2018年 (平30)		<ul style="list-style-type: none"> ◇ 「政治分野における男女共同参画推進法」成立 ◇ 「男女雇用機会均等法」改正 ◇ 「働き方改革関連法」成立 	◇ 「第3次北海道男女平等参画基本計画」策定	
2019年 (令和)	◇ Women20を日本にて開催(第5回WAW!と同時開催)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 「改正女性活躍推進法」改正 ◇ 「改正配偶者暴力防止法」改正 	◇ 「第4次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画」策定	◇ 「第7次小樽市総合計画 自然と人が紡ぐ笑顔あふれるまち小樽～あらたなる100年の歴史へ～」策定
2020年 (令和2)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大 ◇ 国連(北京+25)開催「第4回世界女性会議から25周年における政治宣言」 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 男女共同参画基本計画(第5次)策定 ◇ 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」決定 		<ul style="list-style-type: none"> ◇ 「第1回小樽プライド」開催 ◇ 「第2期小樽市総合戦略」策定
2021年 (令和3)	◇ 「ジェンダー平等を目指す全ての世代フォーラム」開催	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 「育児・介護休業法」改正 ◇ 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正 		<ul style="list-style-type: none"> ◇ 「市民意識調査」実施(第3回) ◇ 「小樽市地域女性つながりサポート事業」実施
2022年 (令和4)	◇ 世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report 2022」公表	◇ 国際女性会議 WAW!2022開催		◇ 「第3次小樽市男女共同参画基本計画」策定

第3次小樽市男女共同参画基本計画（案）

令和5年 月発行

小樽市生活環境部 男女共同参画課

〒047-0024 小樽市花園2丁目10番18号

TEL 0134-22-5904

FAX 0134-22-6081

◇市ホームページでも御覧になれます。

URL:<https://www.city.otaru.lg.jp/>